

平成 2 1 年における

裁判員裁判の実施状況等に関する資料

(ダイジェスト版)

平成21年5月21日、裁判員制度が施行され、東京地方裁判所での第1号事件（8月3日～6日）を皮切りに、同年末までの約5か月間に142の裁判員裁判が実施された。

20代から70歳以上の幅広い世代から、様々な職業の男女838人が裁判員に選任され、全国50の地方裁判所において、殺人、強盗致傷等の重大事件に関する刑事裁判に参加した。選定された裁判員候補者1万3423人の約半数は、裁判所での手続に参加することなく事前の書面の申出により辞退が認められる一方で、選任手続期日への裁判員候補者の出席率は、83.9パーセントと特筆すべき高さとなっており、幅広い層の国民の参加が得られているといえよう。

現時点では事件数が少なく、そのほとんどが自白事件であるという点に留意する必要があるものの、本資料に掲載したデータによれば、裁判員制度の初年度における運用は、概ね順調な滑り出しとなった。

凡 例

[用語]	[定義・説明]
裁判員裁判対象事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された法2条1項各号に該当する事件及び法5条本文に該当する事件。
新受人員	起訴された被告人の員数又は他の裁判所から移送等によって受理した被告人の員数（延べ人員）。同一の被告人について複数の起訴等があったときは、その都度計上した。
終局人員	判決、決定、その他で終局した被告人の員数（事件票に基づく員数）。複数の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、各被告人の員数を計上し、同一の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、全事件を通じて1人として計上した。ただし、同一の被告人に対する事件を分離し、各別に終局となった場合には、終局した事件ごとに1人として計上した。
実審理予定日数	裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）に記載した公判期日等（評議のみの日、判決のみの日を含み、選任手続期日のみの日を含まない。）が予定されている日数の合計である。
判決人員	裁判員の参加した合議体により審理終局した被告人の員数（実人員）。
審理期間	事件の受理の日から終局までの期間（併合事件がある場合は、最初の事件を受理した日から終局までの期間。）をいう（多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。）。
公判前整理手続期間	公判前整理手続に付す旨の決定があった日から同手続が終了した日までの期間をいう。

目 次

第 1 実施状況の概要

1	概況	1
	図表 1	裁判員裁判対象事件の概況データ (1)
2	事件数及び裁判員等の負担	2
	図表 2-1	罪名別の新受人員 (2)
	図表 2-2	罪名別の終局人員 (2)
	図表 2-3	職務従事日数別の判決件数の分布 (3)
	図表 2-4	職務従事時間別の判決人員の分布(自白否認別) (3)
	図表 2-5	職務従事時間別の判決人員の分布(罪名別) (4)

第 2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1	選任手続の流れについて	5
2	名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））	6
	図表 3	調査票の回答状況 (6)
3	裁判員候補者の選定から選任手続期日までの状況	7
	図表 4	出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別） (7)
4	選任手続期日当日	8
	(1) 不選任に関する状況	8
	図表 5	選任手続期日において不選任決定がなされた裁判員候補者数及びその内訳 (8)
	(2) 選任の状況	9
	図表 6-1	選任された裁判員及び補充裁判員の総数 (9)
	図表 6-2	選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別） (9)
	図表 7	選任手続期日に出席した裁判員候補者，選任された裁判員及び補充裁判員の属性 (10)

5	辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）	11
	図表 8 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）	(12)

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1	公判手続の流れについて	14
2	審理	15
	(1) 合議体の構成・除外決定等	15
	(2) 公判前整理手続	15
	図表 9 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）	(15)
	図表 10 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(16)
	(3) 開廷回数	17
	図表 11 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）	(17)
	(4) 公判審理（証拠調べ）	18
	図表 12 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）	(18)
	図表 13-1 取調べ証人数別の終局件数の分布（自白否認別）	(19)
	図表 13-2 平均取調べ証人数（自白否認別）	(19)
	図表 14 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）	(20)
3	評議	21
	図表 15 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	(21)
4	裁判の結果	22
	図表 16 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員	(22)

第4 その他

23

第1 実施状況の概要

1 概況

平成21年の裁判員裁判対象事件の概況は、図表1のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表1 裁判員裁判対象事件の概況データ

第1 実施状況 の概要	新受人員(延べ人員)	1,198(人)	(注) 図表2-1参照
	終局人員(実人員)	149(人)	(注) 図表2-2参照
第2 裁判員等 の選任に 関する実 施状況に ついて	裁判員候補者名簿登録人数	295,036(人)	(注) 図表3参照
	選定された裁判員候補者の数	13,423(人)	(注) 図表4, 8参照
	選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	5,415(人)	(注) 図表4, 5参照
	選任手続期日への裁判員候補者の出席率	83.9(%)	(注) 図表4参照
	辞退が認められた裁判員候補者の数	7,134(人)	(注) 図表8参照
	辞退が認められた裁判員候補者の割合	53.1(%)	(注) 図表8参照
	選任された裁判員の数	838(人)	(注) 図表6-1参照
第3 裁判員の 参加する 公判手続 の実施状 況につい て	選任された補充裁判員の数	346(人)	(注) 図表6-1参照
	平均審理期間	5.0(月)	(注) 図表10参照
	平均開廷回数	3.3(回)	(注) 図表11参照
	平均取調べ証拠数	23.8(個)	(注) 図表12参照
	平均取調べ証人数	1.6(人)	(注) 図表13-2参照
	平均証人尋問時間	92.1(分)	(注) 図表14参照
	平均被告人質問時間	114.5(分)	(注) 図表14参照
平均評議時間	397.0(分)	(注) 図表15参照	

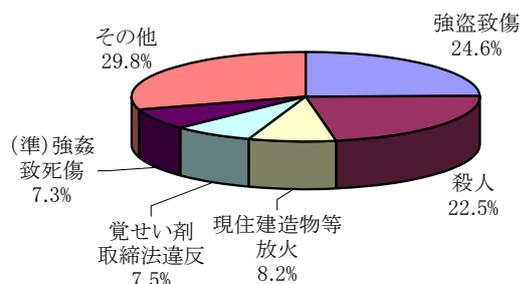
2 事件数及び裁判員等の負担

平成21年における裁判員裁判対象事件の新受人員は、全国で1,198人であり、罪名別では、強盗致傷295人、殺人270人、現住建造物等放火98人などとなっている【図表2-1】。なお、平成21年に受理した裁判員裁判対象事件及び裁判員裁判対象罪名の事件(裁判員法施行前に起訴された同法2条1項該当事件)の合計人員は2,133人であり、同年における刑事通常第一審事件全体の新受人員(9万2777人)の2.3%を占めている。

また、終局人員は、全国で149人(うち判決人員は142人)であり、罪名別では、強盗致傷42人、殺人36人、覚せい剤取締法違反17人などとなっている【図表2-2】。

図表2-1 罪名別の新受人員

総数	1,198
強盗致傷	295
殺人	270
現住建造物等放火	98
覚せい剤取締法違反	90
(準)強姦致死傷	88
その他	357



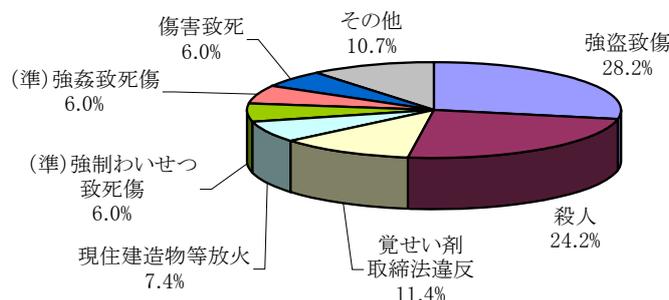
(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 受理後の罰条の変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

図表2-2 罪名別の終局人員

総数	149
強盗致傷	42
殺人	36
覚せい剤取締法違反	17
現住建造物等放火	11
(準)強制わいせつ致死傷	9
(準)強姦致死傷	9
傷害致死	9
その他	16



(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

裁判員等が、公判や評議等のために実際に裁判所に足を運んだ日数の分布をみると、図表2-3のとおりである。また、裁判員等の負担や公判審理状況を示すため、選任以降以降の通算の職務従事時間を自白・否認別及び罪名別にみると、図表2-4及び図表2-5のとおりである。

図表2-3 職務従事日数別の判決件数の分布

	判決 件数	職 務 従 事 日 数					平均職務 従事日数 (日)
		2日	3日	4日	5日	6日以上	
総数	(100.0) 138	(5.1) 7	(51.4) 71	(37.7) 52	(4.3) 6	(1.4) 2	3.5

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 () は総数に対する割合 (%) である。

図表2-4 職務従事時間別の判決人員の分布 (自白否認別)

	判決 人員	職 務 従 事 時 間						平均職務 従事時間 (時)
		12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	24時間 を超える	
総数	142	15	32	36	33	11	15	17.8
自白	114	15	27	31	29	5	7	16.8
否認	28	-	5	5	4	6	8	21.8

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表2-5 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）

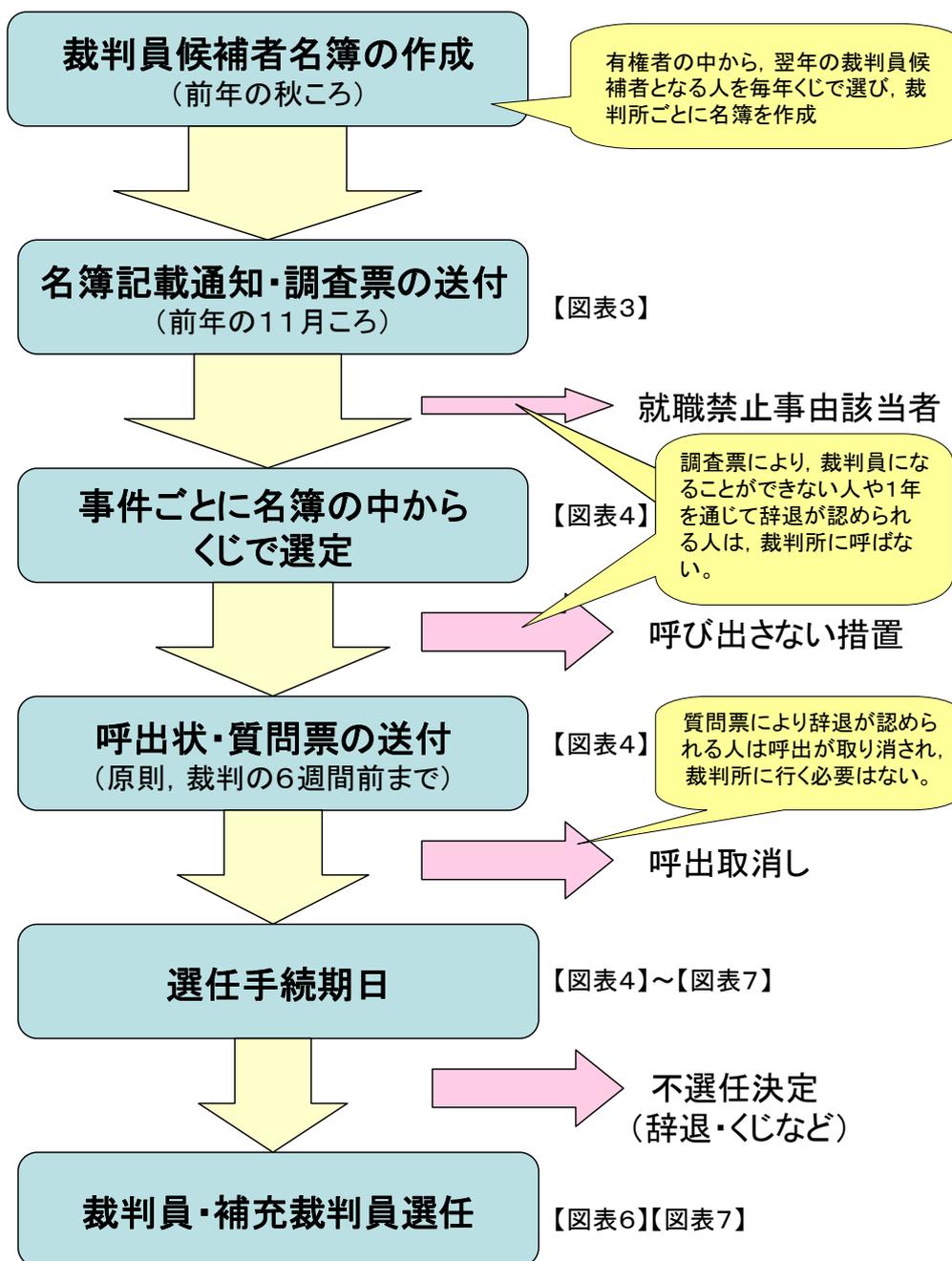
	判決 人員	職 務 従 事 時 間						平均職務 従事時間 (時)
		12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	24時間 を超える	
総数	142	15	32	36	33	11	15	17.8
強盗致傷	42	6	9	10	11	4	2	17.2
殺人	33	3	7	8	9	3	3	17.8
覚せい剤取締法違反	16	1	2	7	2	2	2	18.5
現住建造物等放火	11	1	3	4	1	-	2	17.2
(準)強制わいせつ致死傷	9	1	3	2	1	1	1	16.8
(準)強姦致死傷	8	1	3	2	2	-	-	15.3
傷害致死	8	-	3	1	3	1	-	16.8
集団(準)強姦致死傷	5	-	1	-	-	-	4	31.3
偽造通貨行使	4	2	-	-	2	-	-	14.5
強盗致死(強盗殺人)	3	-	1	2	-	-	-	15.7
建造物等以外放火	1	-	-	-	-	-	1	24.7
逮捕監禁致死	1	-	-	-	1	-	-	20.9
強盗強姦	1	-	-	-	1	-	-	20.3

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1 選任手続の流れについて

裁判員候補者名簿の作成から裁判員等の選任に至るまでの流れ及び図表との関係をフローチャートで示すと以下のとおりである。



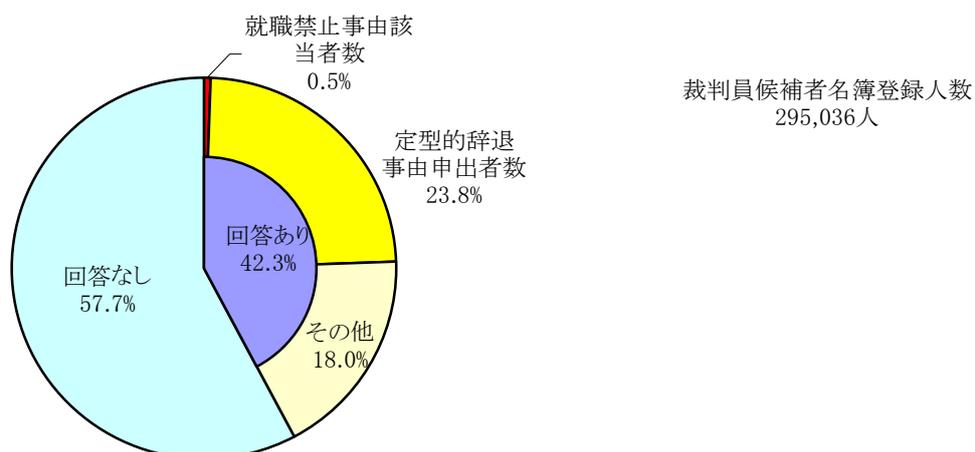
選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき、【図表8】

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

平成21年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計29万5036人（有権者全体の約0.28%であり、有権者約352人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、12万4911人であり*1、このうち調査票で就職禁止事由に該当するとされた人員は、1488人で、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員は7万251人である。これらの割合をみると、図表3のとおりである。

図表3 調査票の回答状況



*1 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

3 裁判員候補者の選定から選任手続期日までの状況

平成21年の裁判員裁判において選定された裁判員候補者は、合計1万3423人である。このうち、調査票の回答により辞退が認められた方などを除いた9,638人に「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」を送付し、質問票の回答により辞退が認められるなどしてさらに3,185人の裁判員候補者の呼出しが取り消された。残りの6,453人の裁判員候補者（選任手続期日に出席を求められた人）のうち5,415人が選任手続期日に出席した（出席率83.9%）。

図表4 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	142	9	79	45	9
選定された裁判員候補者の数 (A)	[94.5] 13,423	[94.4] 850	[89.5] 7,068	[99.4] 4,475	[114.4] 1,030
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[67.9] 9,638	[67.3] 606	[64.8] 5,120	[72.7] 3,270	[71.3] 642
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[22.4] 3,185	[23.7] 213	[21.0] 1,661	[25.4] 1,143	[18.7] 168
うち、辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数	[19.5] 2,767	[18.4] 166	[18.1] 1,431	[22.7] 1,023	[16.3] 147
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[38.1] 5,415	[37.9] 341	[36.7] 2,896	[39.3] 1,770	[45.3] 408
出席率(%) (D/(B-C))	83.9	86.8	83.7	83.2	86.1
選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した人の割合(%) (D/A)	40.3	40.1	41.0	39.6	39.6

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。

3 []は判決人員1人当たりの平均である。

4 選任手続期日当日

(1) 不選任に関する状況

選任手続期日において不選任決定がなされた裁判員候補者 4,205 人の内訳は、くじによって不選任となった者（裁判員法 37 条 3 項）が 2,879 人、理由を示さない不選任請求による者（同法 36 条）が 713 人、辞退により不選任となった者（同法 34 条 7 項）が 582 人などとなっている【図表 5】。

図表 5 選任手続期日において不選任決定がなされた裁判員候補者数及びその内訳

出席者数	[38.1] 5,415
不選任決定がされた裁判員候補者数	[29.6] 4,205
理由あり不選任(法34条4項)	[0.2] 31
辞退による不選任(法34条7項)	[4.1] 582
理由なし不選任(法36条)	[5.0] 713
くじによる不選任(法37条3項)	[20.3] 2,879
質問なし不選任(規35条2項, 3項)	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 []は判決人員 1 人当たりの平均である。

3 判決人員は 1 4 2 人であり、実人員である。

4 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日になされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している（この点は、理由あり不選任決定についても同様である。）。

5 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法 37 条 3 項の不選任決定がされたものをいう。

(2) 選任の状況

これまでに選任された裁判員は 838 人、補充裁判員は 346 人（1 事件当たり平均 2.5 人）となっている【図表 6-1, 6-2】。

また、選任された裁判員等に対するアンケート*2をもとに、裁判員等の性別や職業等をみると、図表 7 のとおりである（回答者数は図の左側に示したとおりである。）。

アンケートに回答していただいた裁判員の属性をみると、男性が 53.5%、女性が 43.0%であり、年代もほぼ各年代にわたっている。職業についてもお勤めの方が 58.1%と過半数を占めている。補充裁判員や裁判員候補者においてもおおむね同様の結果となっている。

図表 6-1 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	138
選任された裁判員の数	838
選任された補充裁判員の数	346

- (注) 1 刑事局への個別報告による概数である。
 2 裁判員及び補充裁判員の数の実人員である。
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。

図表 6-2 選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

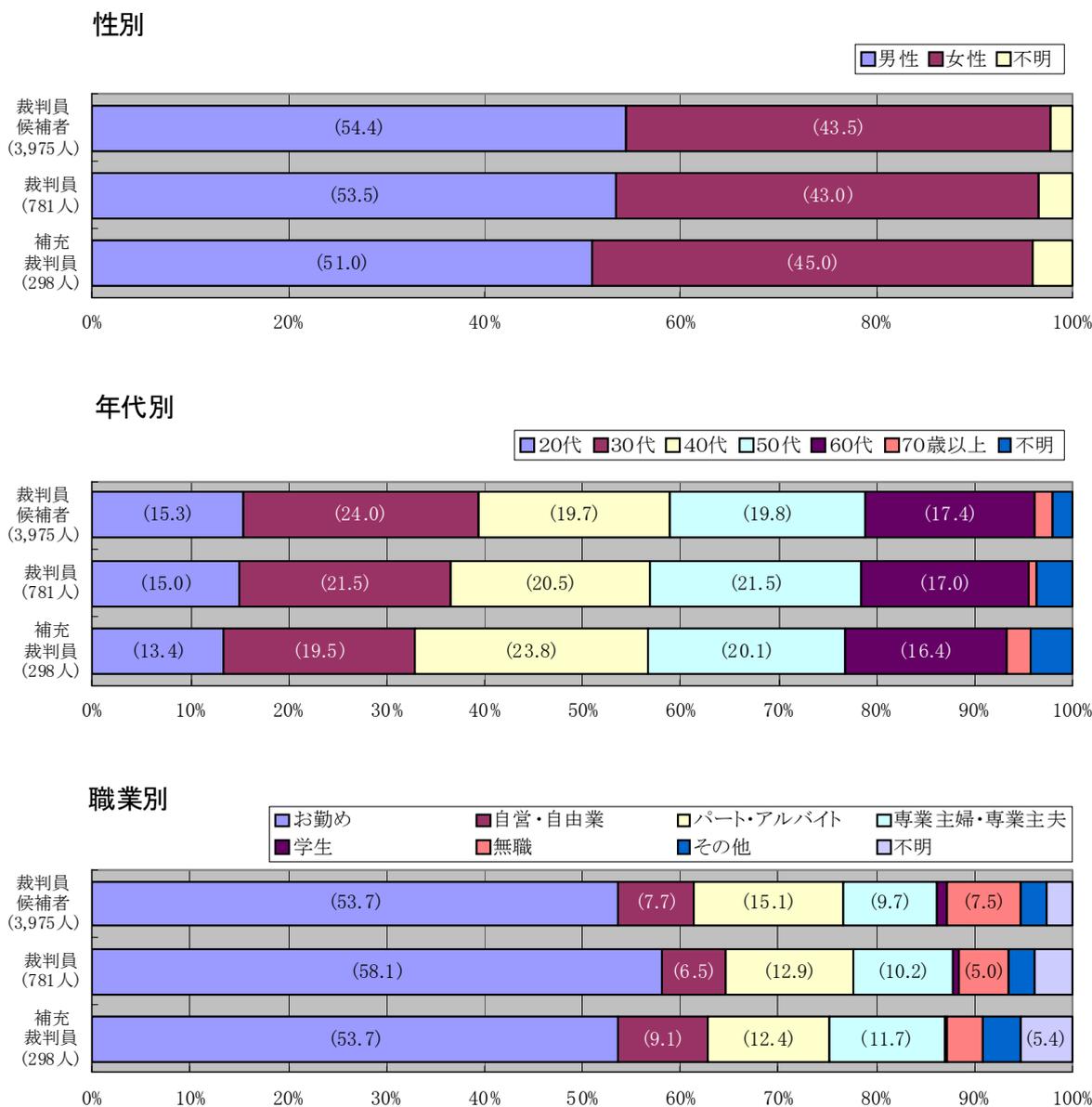
	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
選任された補充裁判員数の平均	2.5	2.2	2.3	2.9	2.9

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
 2 選任された補充裁判員数の平均は、

$$\frac{\text{選任された補充裁判員数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。

*2 アンケートの回答は任意であり、回答数は裁判員等の総数とは一致しない。

図表7 選任手続期日に出席した裁判員候補者、選任された裁判員及び補充裁判員の属性



(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。

2 「お勤め」には公務員、会社経営者を含む。

5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

裁判員候補者のうち、辞退が認められた人員とその辞退事由の内訳をみると、図表8のとおりであり、13頁の円グラフは、辞退が認められた人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。いずれも選任手続期日の前と当日別に示している。

選定された裁判員候補者1万3423人のうち、53.1%に当たる7,134人について辞退が認められている。段階別にみると、調査票や質問票の回答により事前に辞退が認められた裁判員候補者は合計6,552人となっている。

また、辞退が認められた裁判員候補者の辞退事由別の内訳をみると、総数では調査票の回答に基づく、いわゆる定型的辞退事由を理由とする者（裁判員法16条1号ないし7号。70歳以上、学生等）が2,375人（33.3%）と最も多く、その従事する事業における重要な用務を理由とする者（同法16条8号ハ）が1,748人（24.5%）、疾病傷害を理由とする者（同法16条8号イ）が1,080人（15.1%）と続いている。段階別でみると、選任手続期日前は調査票の回答に基づく辞退が、選任手続期日当日は事業における重要用務による辞退が、それぞれ最も多くなっている。

図表8 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	
選定された裁判員候補者の数	13,423			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 7,134	(100.0) 3,785	(100.0) 2,767	(100.0) 582
調査票の回答に基づく辞退(70歳以上、学生等) ※注2	(33.3) 2,375	(62.7) 2,375		
疾病傷害(法16条8号イ)	(15.1) 1,080	(16.7) 631	(14.5) 402	(8.1) 47
介護養育(法16条8号ロ)	(11.3) 803	(5.4) 206	(19.3) 533	(11.0) 64
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(24.5) 1,748	(10.8) 410	(39.3) 1,087	(43.1) 251
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(2.1) 148	(0.4) 14	(3.4) 93	(7.0) 41
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(1.7) 123	(0.8) 32	(3.2) 88	(0.5) 3
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.0) 68	(0.4) 17	(1.6) 44	(1.2) 7
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.9) 62	(0.1) 5	(1.4) 40	(2.9) 17
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.3) 18	(0.2) 6	(0.4) 10	(0.3) 2
遠隔地(辞退政令5号)	(2.4) 170	(0.9) 33	(4.8) 132	(0.9) 5
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(6.6) 473	(1.1) 40	(10.5) 290	(24.6) 143
その他の辞退事由 ※注3	(0.9) 66	(0.4) 16	(1.7) 48	(0.3) 2

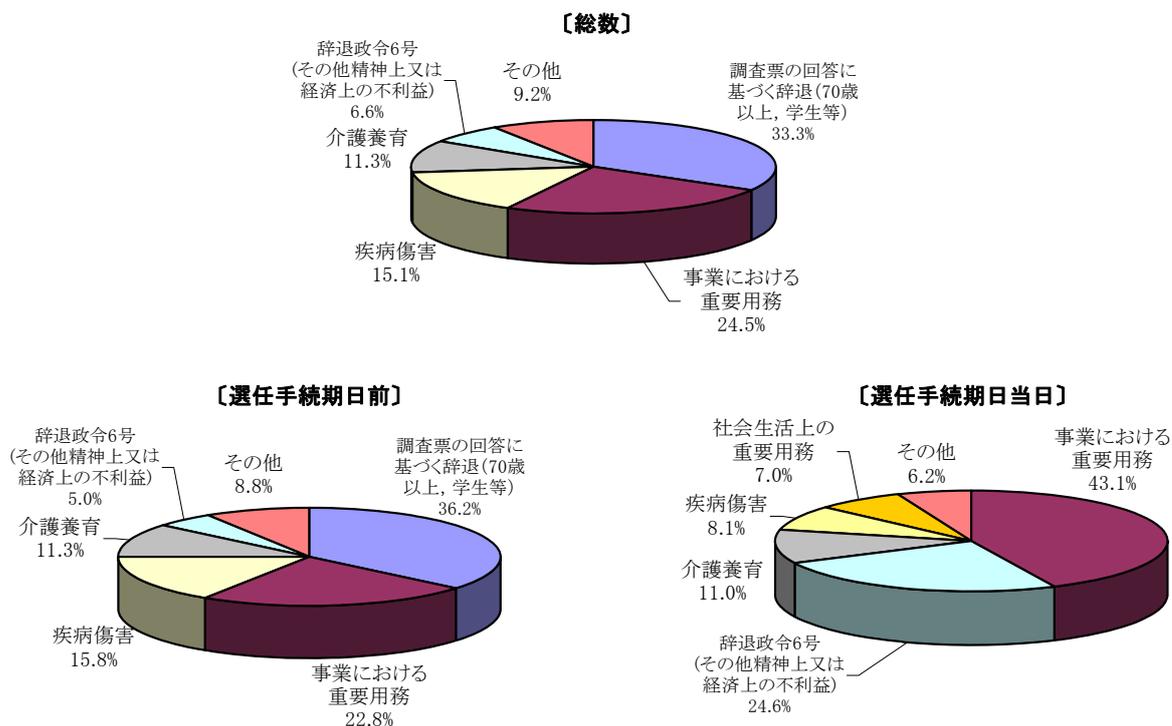
(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 「調査票の回答に基づく辞退」とは、(1)裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、調査票により辞退を希望し、これが認められたもののほか、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったもの及び(3)分離発送方式をとった事件において、事前質問票等により裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、当年内のその後の全事件について辞退を希望し、これが認められたものを含む。

3 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由による辞退を申し立て、これが認められたものをいう。

4 () は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

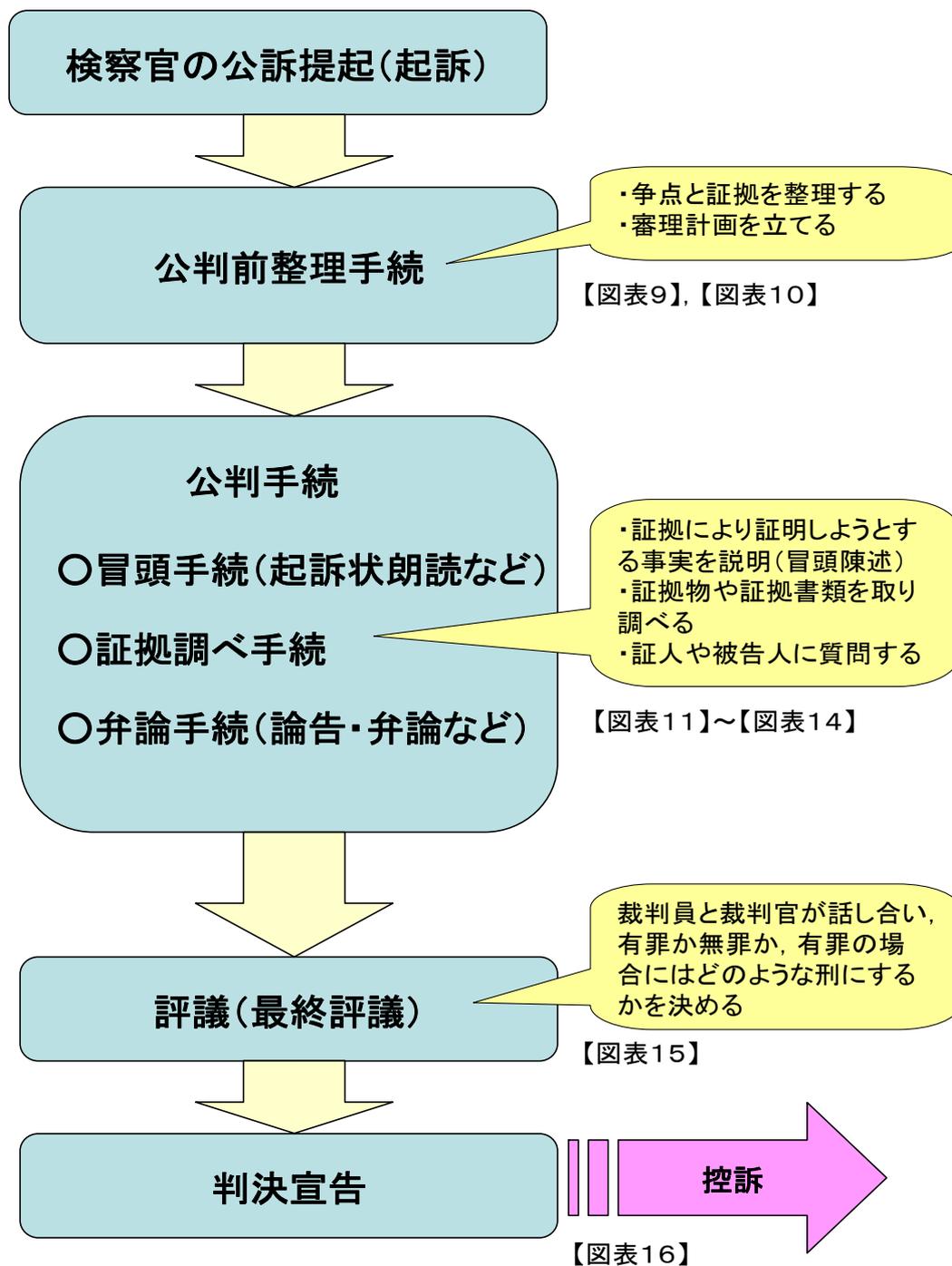
第2 裁判員等の選任に関する実施状況について



第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1 公判手続の流れについて

起訴から公判前整理手続、公判手続を経て判決宣告に至るまでの流れ及び図表との関係をフローチャートで示すと以下のとおりである。



2 審理

(1) 合議体の構成・除外決定等

合議体の構成は、すべての事件が裁判官3人、裁判員6人の構成をとっており、裁判官1人、裁判員4人の構成をとったもの（裁判員法2条2項、3項）はなかった。また、除外決定（同法3条1項）及び区分審理（同法71条以下）がされた事件もなかった。

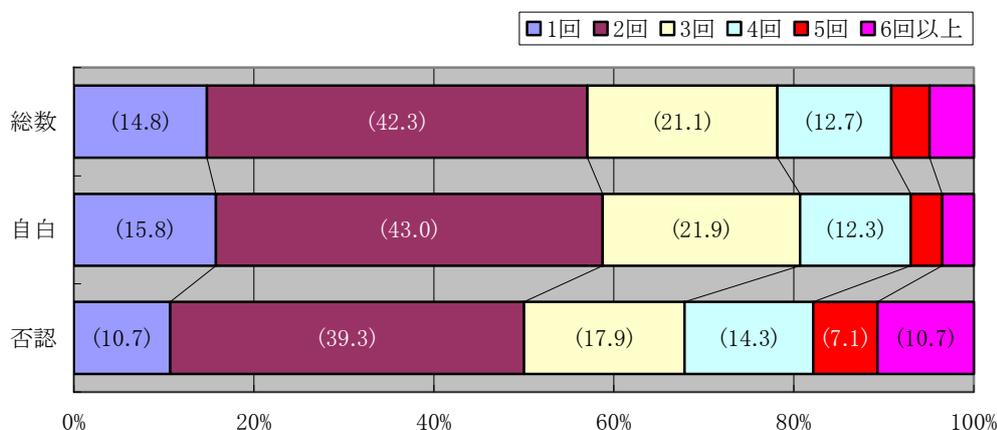
(2) 公判前整理手続

公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況（自白・否認別）は、図表9のとおりである。公判前整理手続期日を開いた回数は、平均2.6回であり、全判決人員142人のうち111人（78.2%）は3回以内に終了している。

図表9 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）

	判決人員	公判前整理手続期日回数						平均公判前整理手続期日回数(回)
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	(100.0) 142	(14.8) 21	(42.3) 60	(21.1) 30	(12.7) 18	(4.2) 6	(4.9) 7	2.6
自白	(100.0) 114	(15.8) 18	(43.0) 49	(21.9) 25	(12.3) 14	(3.5) 4	(3.5) 4	2.6
否認	(100.0) 28	(10.7) 3	(39.3) 11	(17.9) 5	(14.3) 4	(7.1) 2	(10.7) 3	3.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 () は判決人員に対する割合(%)である。

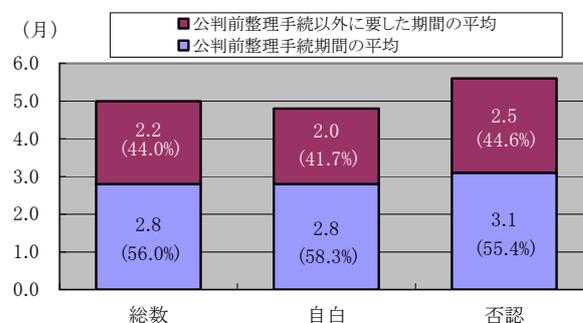


平均審理期間、公判前整理手続期間及び同手続以外の手続に要した期間の平均（自白・否認別）をみると、図表10のとおりである。公判前整理手続以外の手続に要した期間とは、1)受理から公判前整理手続に付する決定までの期間、2)公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間及び3)実審理期間の合計である。

平成21年に行われた裁判員裁判の平均審理期間は、5.0月であり、このうち公判前整理手続に要した期間が2.8月、それ以外に要した期間が2.2月となっている。

図表10 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
総数	5.0	(56.0) 2.8	(44.0) 2.2
自白	4.8	(58.3) 2.8	(41.7) 2.0
否認	5.6	(55.4) 3.1	(44.6) 2.5



(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 () は平均審理期間に対する割合(%)である。

(3) 開廷回数

開廷回数の平均及び分布状況を自白・否認別にみると、図表11のとおりである。公判期日を開いた回数（開廷回数）は、平均3.3回であり、全判決人員142人のうち99人（69.7%）が3回以内の開廷で終了している。

図表11 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

	判決人員	開 廷 回 数					平均開廷回数(回)
		2回以内	3回	4回	5回	6回以上	
総数	142	9	90	35	7	1	3.3
自白	114	9	77	24	4	-	3.2
否認	28	-	13	11	3	1	3.7

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

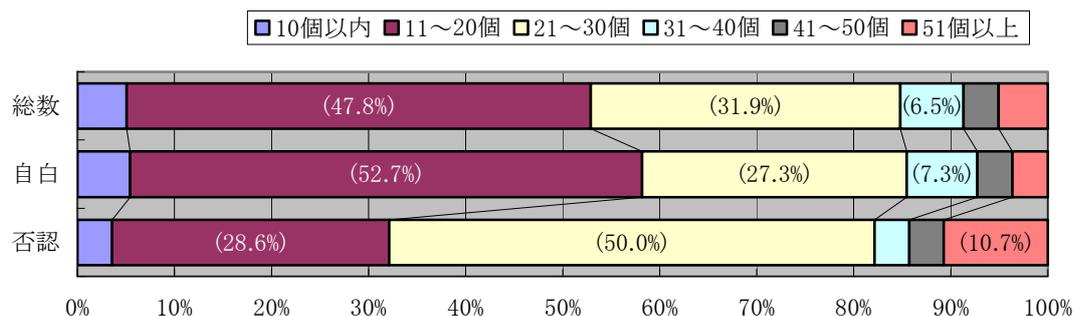
(4) 公判審理（証拠調べ）

取調べ証拠数、取調べ証人数の各平均及び分布状況を自白・否認別にみると、図表12及び図表13-1、13-2のとおりであり、法廷で取り調べられた証拠の数の平均は23.8個【図表12】、証人の数の平均は1.6人である【図表13-2】。

図表12 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調 べ証拠数 (個)
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数	138	7	66	44	9	5	7	23.8
自白	110	6	58	30	8	4	4	23.4
否認	28	1	8	14	1	1	3	25.3

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



図表13-1 取調べ証人数別の終局件数の分布（自白否認別）

図表13-2 平均取調べ証人数（自白否認別）

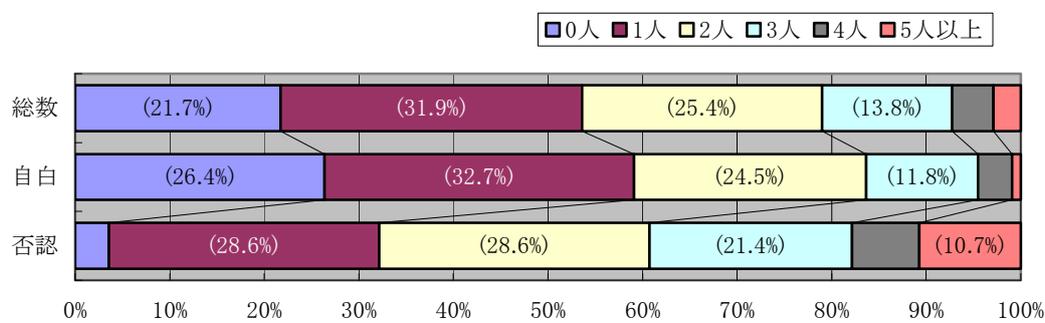
図表13-1

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人 以上
総数	138	30	44	35	19	6	4
自白	110	29	36	27	13	4	1
否認	28	1	8	8	6	2	3

図表13-2

	平均取調 べ証人数 (人)
総数	1.6
自白	1.4
否認	2.4

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



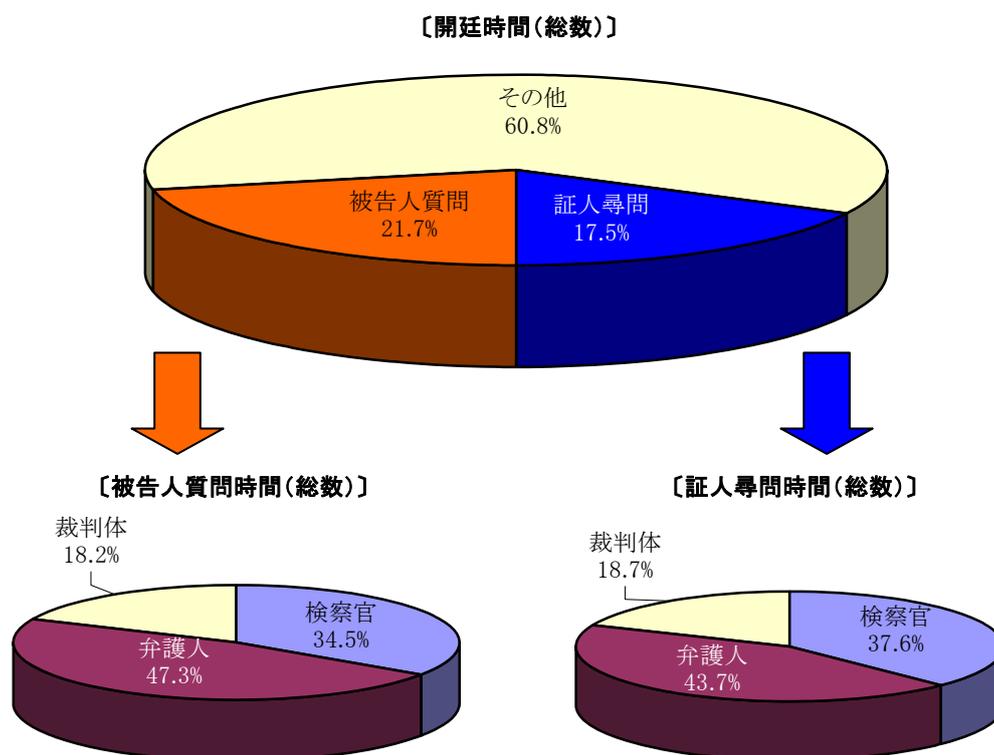
平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間について、検察官、弁護士及び裁判体の各尋問（質問）時間の平均を自白・否認別にみると、図表14のとおりであり、下の円グラフは、開廷時間に占めるそれぞれの時間の割合をグラフ化したものである。

開廷時間の平均は526.9分であり、このうち証人尋問時間の平均が92.1分、被告人質問時間の平均が114.5分となっている。

図表14 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）

	平均開廷時間 (分)	平均証人 尋問時間 (分)	平均証人尋問時間の内訳			平均被告人 質問時間 (分)	平均被告人質問時間の内訳		
			うち 検察官	うち 弁護士	うち 裁判体		うち 検察官	うち 弁護士	うち 裁判体
総数	526.9	92.1	34.6	40.3	17.2	114.5	39.5	54.2	20.8
自白	482.5	79.6	29.3	35.6	14.8	105.9	36.5	50.0	19.5
否認	701.3	129.6	50.7	54.3	24.6	148.4	51.1	71.0	26.3

- (注) 1 刑事局への個別報告による概数である。
 2 「平均証人尋問時間」には、証人尋問を実施していないものを除く。



3 評議

評議時間の分布状況（自白・否認別）は、図表15のとおりである。なお、評議時間は、最終評議のみの時間であり、中間評議の時間を含まない。

最終評議の平均所要時間は、全事件で397.0分、自白事件では377.3分、否認事件では477.3分となっている。

図表15 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

	判決 人員	評 議 時 間						平均評議 時間(分)
		240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	720分 を超える	
総数	142	18	48	45	23	6	2	397.0
自白	114	18	40	37	16	3	-	377.3
否認	28	-	8	8	7	3	2	477.3

（注）刑事通常第一審事件票による実人員である。

4 裁判の結果

主要罪名別の量刑分布状況及び控訴人員は、図表16のとおりである。

平成21年に終局判決がなされた142人全員が有罪判決となっているが、その内訳をみると、無期懲役が1人、有期懲役（実刑）が109人、執行猶予付有期懲役が32人（うち保護観察付執行猶予が20人）となっている。

有罪判決を受けた142人中、47人について控訴がなされており、うち1人について高裁で控訴棄却の判決がなされている。

図表16 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員

	終局人員	終 局 区 分													無罪	その他	控訴人員	控訴率 (%)		
		有 罪																		
		有罪人員	死刑	無期懲役	有 期 懲 役									3年以下 実刑					3年以下 執行猶予	3年以下 うち 保護 観察
					30年 以下	25年 以下	20年 以下	15年 以下	10年 以下	7年 以下	5年 以下									
					30年 以下	25年 以下	20年 以下	15年 以下	10年 以下	7年 以下	5年 以下									
総数	149	142	-	1	-	3	7	8	29	30	24	8	32	20	-	7	47	33.1		
強盗致傷	42	42	-	-	-	-	-	-	11	11	13	2	5	5	-	-	15	35.7		
殺人	36	33	-	-	-	1	7	5	2	7	5	-	6	3	-	3	13	39.4		
覚せい剤取締法違反	17	16	-	-	-	-	-	1	8	6	1	-	-	-	-	1	5	31.3		
現住建造物等放火	11	11	-	-	-	-	-	-	2	1	3	1	4	2	-	-	4	36.4		
(準)強制わいせつ致死傷	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	7	4	-	-	2	22.2		
(準)強姦致死傷	9	8	-	-	-	-	-	-	4	2	1	-	1	1	-	1	4	50.0		
傷害致死	9	8	-	-	-	-	-	-	1	3	1	1	2	-	-	1	1	12.5		
集団(準)強姦致死傷	5	5	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	3	3	-	-	-	-		
偽造通貨行使	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	-	-	-	-		
強盗致死(強盗殺人)	3	3	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	66.7		
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-		
通貨偽造	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-		
逮捕監禁致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
強盗強姦	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0		

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。
 3 禁錮刑の終局人員はない。

第4 その他

選任手続期日から判決宣告立ち会いまでの通算の裁判員の職務従事時間(選任手続期日に要した時間, 開廷時間及び最終評議に要した時間の合計)は, 平均 17.8 時間である。

また, 裁判員法(106条ないし112条)に違反したとして処理されたものはなかった。